

地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から1年8か月余りが経過し、各都市自治体においては、この震災を教訓に、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化が図られているところである。

しかしながら、本年3月31日に内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した東海・東南海・南海の「南海トラフ」に日向灘を加えた4連動地震では、これまでの推計を大幅に上回る地震・津波の規模が予想され、加えて、8月29日に内閣府が公表した南海トラフの巨大地震による被害想定では、犠牲者は最大で32万3,000人に達する等、過去に例を見ないほど甚大な被害が出ると予想されている。

また、切迫性が指摘される首都直下地震等の大規模地震、さらには、火山災害、大型化する台風、頻発する集中豪雨、竜巻等の突風等による災害の発生も予想されることから、各都市自治体では、ハード面・ソフト面の様々な防災・減災対策をより一層進めていくことが急務である。

よって、国においては、国民の生命と財産を守る使命を自覚し、災害に強いまちづくりを推進するため、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 地震・津波対策の充実強化について

(1) 南海トラフを震源とする連動型巨大地震の被害想定及び防災対策推進検討会議の最終報告の指摘等を踏まえ、早急に抜本的な地震・津波防災対策を策定するとともに、この巨大地震対策に関して、財政措置を含めた巨大地震対策特別措置法（仮称）を制定すること。

また、日本海側の地震・津波の被害想定についても早急に明らかにし、総合的な対策を講じること。

(2) 東日本大震災を教訓に首都直下地震による被害を想定し、総合的な対策を講じること。

また、首都直下地震災害等が発生した場合の首都機能のバックアップについて具体化に向けた検討の推進と、検討結果の速やかな実施を図ること。

(3) 自治体を実施する各種防災・減災対策に対して、財政措置の拡充・強化を図る

とともに、企業や住宅、避難所、庁舎・病院等の各種防災拠点施設等の高台あるいは内陸移転に係る土地利用の規制緩和等、地域の実情を考慮して柔軟に対応すること。

- (4) 南海トラフの巨大地震等新たな地震被害想定に対応して地域防災計画を見直し、新たに必要となった対策について、関係法令の整備及び従来の枠組みにとらわれない弾力的な財政措置を講じること。
- (5) 広域的な大規模災害に迅速・的確に対処できるよう、国の危機管理組織体制を整備し、国と自治体及び関係機関の緊密な連携により被災地を早急かつ効果的に支援できる体制を構築するとともに、「基幹的広域防災拠点」を全地域に早急に整備すること。
- (6) 未整備又は脆弱な海岸・河川堤防、河床の浚渫、表層・深層崩壊危険箇所の特
定、情報伝達手段の多重化等について、早急に整備基準を定め、万全の財政措置を講じること。
- (7) 津波避難タワーをはじめ避難路・避難案内板の整備、停電時に使用可能な蓄電機能を備えた避難誘導灯等、住民が避難することに重点を置いた財政措置を講じること。
- (8) 「命の道」である道路整備推進のため、必要な予算を確保すること。

また、高速道路のみならず、地震に伴う津波による被害が想定される沿岸部の基幹道路に対しても、津波からの多重防御の考えのもと、4車線化に併せ、津波漂流物をブロックする避難経路としての新しい機能を付加し、防災対策としての道路整備を行うこと。

(9) 耐震化等の推進について

- ① 避難所となる学校施設や防災拠点となる庁舎等の耐震化・老朽化対策等を推進するため、学校施設や庁舎等の改修及び建て替えに対する国庫補助制度を創設する等財政措置を拡充すること。また、公民館及び文化会館等の改修時における耐震化を進めるため、学校施設耐震化事業と同様な国庫補助制度を創設すること。
- ② 社会教育施設等の公共施設の耐震化・老朽化対策を強力に推進するため、緊急防災・減災事業債の発行及び償還に対する交付税措置を継続する等、財政支援策の拡充を図ること。
- ③ ライフラインとして重要な水道施設の耐震化を進めるため、補助制度の拡充を図るとともに、上下水道における老朽施設の更新を促進すること。
- ④ 民間建築物の耐震化を促進するため、現行制度における補助要件の緩和及び

耐震改修費用に対する財政支援策の拡充を図ること。

- (10) 防波堤嵩上げや築造に対する国の補助制度を拡充するとともに護岸・堤防・防潮堤等の最終防潮ラインが効果的に機能するよう国直轄事業で整備すること。
- (11) 液状化被害に対する復旧・復興及び再発抑制のため、具体的な液状化対策工法について研究・検討の推進、自治体への情報提供及び相談対応の実施等の更なる支援を行うとともに、被災地域の復旧方法に係る技術的な基準を提示すること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 防災対策として実施するハザードマップ作成、防災訓練、小中学校の防災教育及び地域の防災リーダー育成等の減災事業支援制度を創設すること。

特に、防災教育については、地域の歴史や伝承等を踏まえ避難訓練に活かすとともに、自治体等が取り組む避難訓練をはじめとした防災・減災力の強化に対する支援制度を創設すること。

- (2) 火山防災については、大きな被害が懸念される火山灰や融雪型火山泥流等の更なる分析、避難等実施の費用、火山情報の共有化、国・県・地方气象台・火山専門家との連携のあり方等、今後も引き続き、調査・研究、防災対策について、協議を継続すること。

また、火山情報に応じた高速自動車国道活用の防災体制がとられるよう、その体制整備を図るとともに、避難路・輸送路対策として道路網の整備を早急に行うこと。

- (3) 竜巻等局地的な自然災害においても、現行の被災者生活再建支援制度の適用要件の緩和等、弾力的な運用を可能とする制度改正を行うこと。

また、竜巻等の突風の監視・予測技術の高度化、予想情報の公表、住民の避難手段等について必要な措置を講じるとともに、関係機関が連携し竜巻被害の調査・分析を実施し、被害対応モデルの高度化を図ること。

- (4) 災害対策全般に関する情報を市町村へ速やかに伝達するシステムを整備するとともに、防災行政無線のデジタル化等情報伝達システムの整備の推進、財政措置の拡充を図ること。

3. 支援対策の充実強化について

- (1) 被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員の派遣等の基礎自治体間の支援に係る仕組みと国の財政負担を法律において明確に位置づけること。

- (2) 災害における帰宅困難者への対策として、休憩場所の確保や事務所の社会的責任を明確化し、広域的な視点で帰宅困難者が混乱なく安全に帰宅できる手順等を制定し、広く周知するとともに、地方自治体への財政措置を講じること。
- (3) 大規模災害発生時の支援や受入決定の迅速化を図るため、受入自治体における「費用負担」や「役割」等、広域的な被災地支援の枠組みを早期に構築すること。

以上決議する。

平成 24 年 11 月 15 日

全 国 市 長 会